

電設協発 15 第 122 号
平成 15 年 11 月 7 日

各支部長殿
各電業協会会長殿

(社)日本電設工業協会
会長 平井 貞雄

電気工事統括技士の活用について

標記については、平成 15 年 7 月 24 日付文書「電気工事統括技士（基幹技能者）の活用について」（以下「会長名文書」という）をもって会員各社に依頼・要請をさせて頂きましたところではありますが、今般その具体化の一環として下記の措置をとることといたしましたので、ご通知申し上げます。

記

1. 施工体制台帳への電気工事統括技士資格の記載

前記会長名文書では「施工体制台帳に電気工事統括技士の役職名を記載する」としていたが、これについては国土交通省も了解し、別添 1 のとおり記入することとするとともに、記載にあたっては国土交通省から別添 2 のような指示があったので、これらに則って対応されたい。

なお、総合工事業界に対しては、別添 3 のとおり要請をしたところである。

2. ヘルメットへのワッペンの貼付

前記会長名文書では「ヘルメットにワッペンを貼る」としていたが、今般その様式及び取扱いを別添 4 のとおり定めたので、これにより対応されたい。